

414
A 683
1



天正十一年四月
大隈侯爵郵寄

天の命に則り萬古一系の帝祚を踐る
日本國天皇睦仁此書を見る一衆庶
乃らめに其康平と惠福を祝して下
文の意を陳述と
朕即位より茅 年々値りて右大臣
岩倉具視参議水戸孝元某 某等を
締約の各國へ聘問の為に派遣し且其

太文



條約を降國の上東京於て其條目を改
正せしめ見込を以て右國々々會議を
至地權を附共し置り今又前々名
指ち分使節昔の權義を増し締盟各
國と談判一段の時又至りて其件果し
て朕の意に適せざる内閣と議案と朕の
准批を請ふ物とて歐洲と内双
の便利と一地と如何と直ちに各國と

結約調印せしめ其權を持つ至地事
便當と勘考し岩倉具視某某の
才幹正実勉力あるを信用し朕の各
良友より撰任せしむ大臣或は諸大臣
と修め其國々の和親の交際を悠久
しめん為と朕及朕の各良友昔に上天
所托の各國民の榮福を猶増進せしめん
を又新し和親貿易の條約を協辦

414
A 683
2

調正決定する此権を彼等各自に附與す
尤前より云ふ如く且條目ハ朕ハ批
准を俟つゝの也

此件を議するは是日東京城中乃
皇宮に於て朕内閣の議決を取此書
朕ハ印璽を鈐し外務卿ハ之を旁印し
之を明治五年 月 日 乃ち西曆
一千八百七十二年第六月 日 値



御委任状案

天正十一年四月
大隈侯爵郵寄

天ノ命ニ則リ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミル

日本天皇詔旨ヲ見ル人々ニ宣示ス

汝有衆 右大臣正二位若島具視参議從

三位木戸存允大藏卿從三位大久保利通

工部大輔從四位伊藤博文外務少輔從四位

山口尚芳等、忠實謹慎幹敏ナルヲ以テ之

ニ殊特ノ信任ヲ托セシメテ知レ

外務省

朕右大臣正二位岩倉具視参議從三位亦戶
孝允大藏卿從三位大久保利通工部大輔
從四位伊藤博文外務少輔從四位山口尚
芳等ニ全權ヲ台典又ハ分典シ右國下締
固セシ條約改定ノ事ニ付其條約中ニ載
ル趣旨ニ從ヒ日本政府ノ名ヲ以テ奧大利
白耳義丁抹法蘭西日耳曼大不列顛哈
維荷蘭伊多利葡萄牙魯西亞瑞典那

威瑞西西班牙及ヒ亞米利加合衆國各政府
ヨリ同様ノ全權ヲ受タル人物ト使臣ノ地ニ於
テ會合シ帝國日本ト右各政府トノ間ニ存ス
ル條約ノ改正ヲ講究商量シ之ヲ協議論
駁シ以テ條約ヲ定メ之ニ鈐印スルヲ委任
ス而シテ其擬スル所果シテ朕カ意ニ適スルヤ
能リ之ヲ審ニセンカ为メ之ヲ朕カ前ニ奏ラシ
朕カ允准ヲ須ツヘシ

外務省

414
A. 683
3



右證トシテ茲ニ日本帝國ノ大璽ヲ押シ明治
五年壬申四月十八日東京宮城ニ於テ親ク
之ヲ付與スル者也

御諱

奉勅

天ノ命ニ則リ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ミタル
日本國天皇睦仁敬テ威望隆盛ナル良友某
國皇帝陛下ニ白ス朕幸ニ西國間ニ存在セル
友愛懇親ノ情誼ヲ永ク維持セシムルヲ希フ
至情ヨリ茲ニ貴重ノ使臣ヲ派遣ス則右大臣
正二位若倉具視ヲ特命全權大使トシ參議從
三位木戸孝允大藏卿從三位大久保利通工部

大正十一年四月
大隈侯爵郵寄

小務省

大輔從四位和藤博文外務少輔從四位山口尚芳
ヲ特命全權副使トシ之ニ全權ヲ合典又ハ分典シ
陛下政府ニ赴キ兩國平和ノ交誼ヲ益堅ク
益廣カラシメンカ为メ便宜ノ地ニ於テ商議セ
ンコトヲ委任セリ而シテ今我國ト貴國政府
ノ間ニ存セル條約ニ載セタル條約改定期
近キアルヲ以テ朕之ヲ改定修正シ大ニ公權公
利ヲ擴充セシメンコトヲ願フ今此目的ヲ達セン

为メ最モ文明ナル諸國ニ行ハル制度規模
ノ善リ我國現時ノ事情ニ適スル者ヲ撰ビ
事ヲ欲ス是以テ從來ノ條約ニ掲載スル趣旨
ニ從ヒ貴政府ト會議商量シ以テ此條約
ヲ改正セシメンカ为メ右特命大使及ヒ副使等
ニ全權ヲ分典シ或ハ之ヲ合典セリ朕望ムコト
右使臣等ヲ篤信セラレンコトヲ特ニ彼等朕
ニ代ツテ朕ノ懇篤ノ友情ヲ證シ陛下ノ萬

414
A 683
4



福ヲ祝シ貴國人民ノ安寧ヲ祈ル誠意
ヲ表スルニ當テハ更ニ耽着アラント希フ

天正十一年四月
隈侯爵邸寄

寺島宗則を大辨務使に任ずる為英王に
信書草案

天の命は則ち萬世一系に帝祚を踐せしむ
日本國天皇睦仁途に書を朕の淑妃ある
大不列顛及い愛倫の皇帝ウイクトリア陛下に
呈賜は幸に兩國間は從來存一未だ友愛
懇親の情誼を永く維持せん事を希ふ至情
より此願を達せんを朕の信任する人物を遣は

外務省

貴國に在留セリノ事必要ありト思想一之
を以朕ウ信愛セリ正四位寺嶋宗則を推て
大辨務使ノ職ニ任スル事を決一ウ宗則
其ノ事ヲ執て勤勉物ニ當て敏達有ル事
外務ノ職掌上ニ於て朕ウ熟知有ル所アリ因
て彼ウ此信書を陛下ニ捧る時ハ陛下彼に
懇詞を下され且つ就中朕ウ陛下に庶希
有ル所ノ友愛之情誼ハ陛下臣民ノ為ニ榮

福を祈るの情願とを朕ニ代りて陳述セリ時ハ
陛下に於て彼を信用せられ人事厚く願
望有ル所アリ此期ニ當つて朕陛下ノ常ニ恩
榮保護中ニ在スル事を禱ス
時ハ明治五年五月十日則ち西曆千八百七
十二年第六月六日東京城ノ帝宮中に
於て此書を裁與ス

114
A 683
5



御諱 玉璽

奉敕外務卿正四位副島種臣

寺島大冢務使條約調序

全權を付與するの事案

天降命に則ち萬世一系統帝祚を踐たす
日本國天皇睦仁此書を見人人に其康福
を祝し意を致し朕前きん外務大輔之職に
任し今大不列顛及い愛倫の皇帝陛下に
朕の大冢務使を以て派遣せし正四位寺島
宗則に純正謹敏忠直を以て殊特に信

大正十一年四月
大隈侯爵邸書
贈

外務省

任に付托し朕の曾々條約を結ぶ國に於
隆盛なり若良友と特命大使を遣はし其
也一若其具視木戸孝先大久保利通伊藤
博文山口尚芳と俱に或は各自に又は宗則
自ら會合談和す事適宜なりとせば
獨自に澳地利自身義丁抹仲朗西日耳曼
大不列顛及麥倫布哇島伊太利荷蘭
葡萄牙魯西亞西班牙瑞甸諾威瑞西

亞米利加合衆國の各政府一日に或は其日一國
の政府より昔遣せしむ日權の人物と雙方
交通便當あり事一に地を以て朕の日本帝國
と前より之を各政府との間保存せる條約に
改正する事一を掲載せし趣は其條約
改正せんとの協議を以て條約の調印
す全權を付与し而して之を懸念し
方つて其疑を所早に朕の意に由るべし

朕の前に齋し 朕の批准を候つ 衆庶夫此を知る

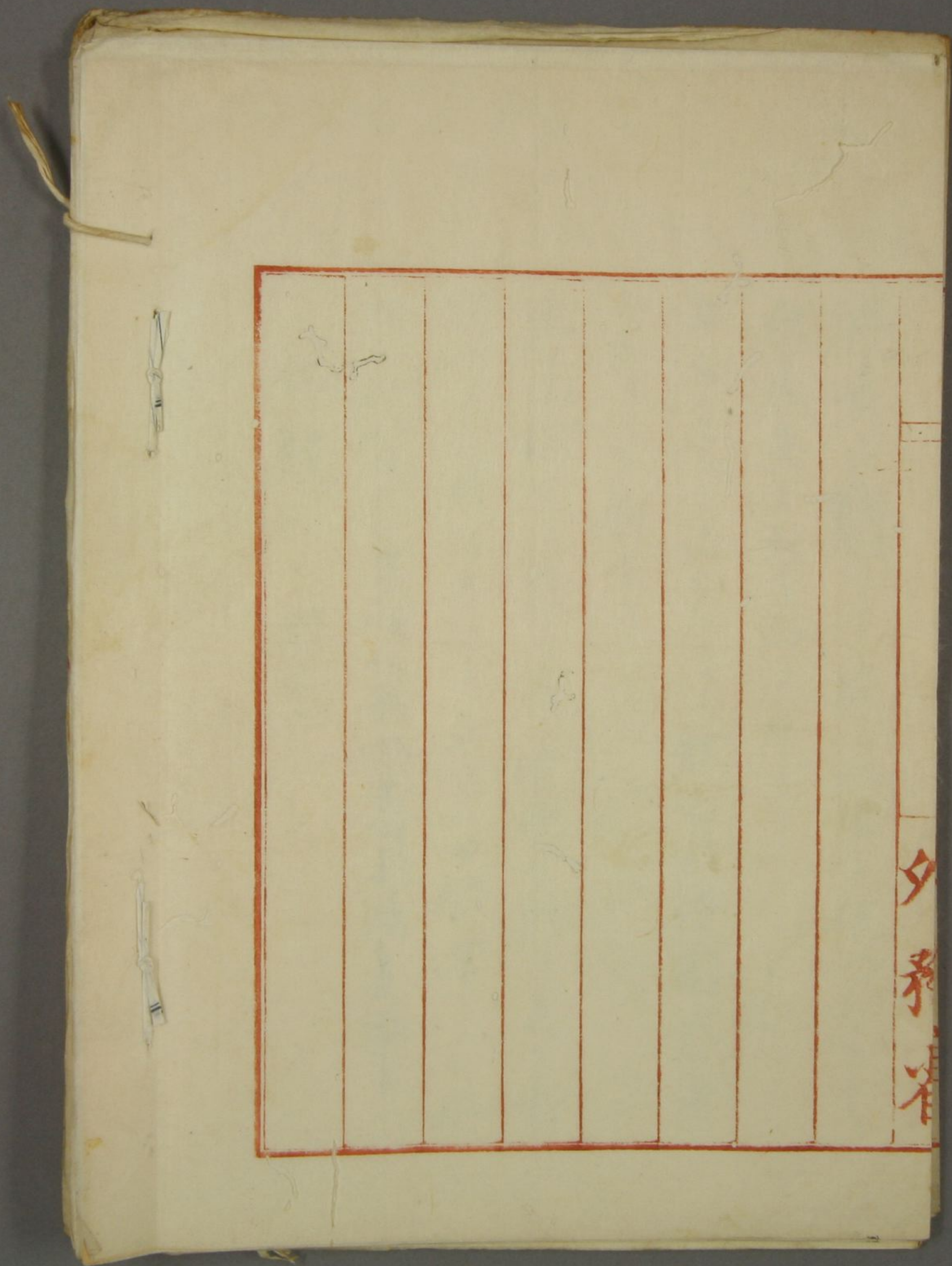
上文の意を征せんの朕之に帝國大皇帝の印を銜せ

東京城中に存る帝宮中に於て之を裁成せ 明治五年一五月十日一 西

曆の千八百七十一年一六月二十日一 值る

御諱 國璽

奉勅外務卿正四位副島種臣



夕
系
卷